

## 道徳教育に係る教員の指導力向上方策について

## 道徳に係る教育課程の改善等について—主に審議をお願いしたい事項（案）—

## 3. その他（例）

○道徳に係る教育課程の改善に関連する事項について

- ・学校における指導体制
- ・教員の指導力向上方策

[これまでの主な指摘事項]

- 道徳教育推進教師が担う役割を明確にし、各担任任せにせず、校長がリーダーシップを発揮することが重要。例えば、主幹教諭や指導教諭等のような中核的な役割を果たす力量のある教員を道徳教育推進教師として配置するとともに、全教員の参画、分担、協力の下に機能的な協力体制を確立する必要。
- 学校全体としてチームで授業改善に取り組むための校内研修や共同研究を充実させていくことが重要。
- 国や地方において、管理職対象の研修に道徳教育に関する講座を新設したり、道徳教育に関する内容を充実させること、教育委員会担当者、道徳教育推進教師、「道徳教育推進リーダー教師（仮称）」等に対する研修を充実することが必要。
- 道徳担当指導主事等が、各学校を訪問し、道徳教育の全体計画や年間指導計画などの指導計画の作成について指導・助言を行ったり、授業改善の援助を行ったりするなど、実質的な指導・助言を行うことも重要。
- 教員養成課程において、理論面、実践面、実地経験面の三つの面についての内容の充実や、カリキュラムの改善、履修単位数を一定程度増加させることも検討する必要。中教審全体で取り組むことが必要。

[改善に向けての主な論点（案）]

(1) 学校における指導体制について

- 学校全体で道德教育を推進していくために、校長のリーダーシップを高める方策としてどのようなことが考えられるか。
- 道德教育推進教師を一層有効に活用するためにどのような方策が考えられるか。
- 「道德教育の充実に関する懇談会」報告においても提言されていた地域における道德教育の中核的な推進役となる「道德教育推進リーダー教師（仮称）」を普及し活用するための方策として、どのようなことが考えられるか。
- 道德の時間の指導は、学級担任が行うことが原則であるが、教員の協力的な指導体制についてどのように考えるか。また、指導体制の充実策としてほかにどのような方策があるか。
- 学校、家庭、地域が連携した協力的な指導体制を一層充実させていくためにどのような取組が考えられるか。

(2) 教員研修等について

- 全ての教員が、道德教育の課題等を十分に理解し、実際に授業改善につなげていくための方策として、どのようなことが考えられるか。
- 学校における校内研修の一層の充実を図るための具体的な方策として、どのような取組が有効か。
- 国（独立行政法人教員研修センター）や教育委員会における研修等の一層の充実を図るために、どのような方策が考えられるか。

(3) 教員養成について

- 現行の教員免許制度及び教員養成課程制度の下で、学生が道德教育について、より深く学ぶようにするために、どのような方策が考えられるか。
- 将来の課題として、大学の教員養成課程のカリキュラムについて、どのような点を改善・充実していくことが必要か。

**道徳教育の充実に関する懇談会報告（平成25年12月）（抜粋）****第3章 道徳教育の改善・充実のためにどのような条件整備が求められるか****2 教員の指導力向上方策について****（2）改善の方向****① 学校における指導体制**

学級担任が、「特別の教科 道徳」（仮称）の指導を行うことを原則としつつ、校長をはじめとする管理職等が道徳の時間の指導を行ったり、道徳教育に識見のある外部の人材の協力や支援を得たりするなど、授業をより豊かなものとするための柔軟な取組が求められる。

また、従来の道徳の時間をはじめ道徳教育に関する取組については、校長の方針や各教員の姿勢によって温度差や充実度の差があることが指摘されている。各学校においては、道徳教育を各担任任せにせず、道徳教育推進教師を中心とした指導体制が構築されるよう、校長がリーダーシップを発揮していく必要がある。各学校においては、これまでの取組の成果と課題を検証した上で、学校全体としての取組方針を明確にし、全教員の共通理解を図りながら、具体的な改善策に取り組んでいただきたい。

また、道徳教育推進教師の意義を一層有効なものとするため、道徳教育推進教師が担う役割を明確にし、例えば、主幹教諭や指導教諭等のような中核的な役割を果たす力量のある教員を配置するとともに、全教員の参画、分担、協力の下に機能的な協力体制を確立する必要がある。

さらに、道徳教育に優れた指導力を有する教員については、当該地域における道徳教育の中核的な推進役となる「道徳教育推進リーダー教師（仮称）」として加配措置し、地域単位での道徳教育の充実・強化を図ることも求められる。

教育委員会においては、各学校における道徳教育充実のための支援に努めることが重要である。その際、道徳担当指導主事等が、各学校を訪問し、道徳教育の全体計画や年間指導計画などの指導計画の作成について指導・助言を行ったり、授業改善の援助を行ったりするなど、実質的な指導・助言を行うことも重要と考える。

また、従来の道徳教育に関する国や各地方公共団体の指定校の研究成果や優れた取組に関する情報等が蓄積されておらず、道徳教育に関する研究成果等が十分に活用されていないとの指摘がある。国や地方においては、これらの研究成果等を蓄積し、更なる発展・深化につなげることができるような仕組みを検討すべきである。なお、このような仕組みの一つとして、例えば、道徳教育に関する専門的な研究機関の設置も課題であるとの意見もあった。

## ② 教員研修等

既に述べたような道德教育の目標や内容、指導方法等の改善の方向も踏まえつつ、教員一人一人の意識改革と指導力の向上を図ることが強く求められる。

このため、校長のリーダーシップの下、「学級」「学年」「学校」の壁を越えてお互いの授業を積極的に見せ合うなど、学校全体としてチームで授業改善に取り組むための校内研修や共同研究を充実させていくことが重要である。

校内研修の充実等や上記①で述べた学校における指導体制の確立のためには、管理職や教員の意識改革と資質・能力の向上を図るための研修の抜本的強化が急務である。例えば、管理職を対象とした独立行政法人教員研修センターにおける教職員等中央研修など、国や地方において、管理職対象の研修に道德教育に関する講座を新設したり、道德教育に関する内容を充実させたりすることを検討すべきである。

また、指導方法の研究開発や効果的な指導方法等の共有などを通じて、教員の指導力の向上を支援することができるよう、教育委員会担当者、道德教育推進教師、「道德教育推進リーダー教師（仮称）」等に対する研修を充実する必要がある。このほか、視野を広げ、見識を深める機会とするために、現職教員を民間企業、社会福祉施設、大学等に派遣して研修を行うなど、社会の多様な分野との接点を重視した取組も有効と考えられる。

さらに、教員免許更新講習についても、道德教育に係る内容の一層の充実を図られることを期待したい。

## ③ 教員養成・免許

今後、教員になるすべての者が、充実した道德教育の実践の基盤となる資質・能力を修得できるようにする観点から、大学の教員養成課程の充実が必要である。とりわけ、教員の大量退職時代を迎えている中であって、今後の教員養成の在り方は重要な課題と考える。

具体的には、教員養成課程において、道德教育の原論・歴史や哲学・倫理学などの理論面、学習指導要領の理解や指導案・教材の作成と授業展開等の実践的知識・技能などの実践面、教育実習などの実地経験面の三つの面について、その内容の充実を図っていくべきである。

このため、教員養成課程における履修については、道德教育の理論面や実践面の充実が図られるよう、カリキュラムを改善するとともに、履修単位数を一定程度増加させることも検討すべきである。

さらに、教育実習において、道德の授業を担当させるなど、道德教育の実地経験を充実させることについても検討すべきである。

このほか、中学校段階における道德専門の免許を設けることについて、発達段階の

観点から取り上げる教材に専門的知識が求められることに配慮して、その可能性を検討すべきとの意見と、学校運営の円滑化のためにも引き続き学級担任が担当すべきであり専門免許は必要ないとの意見とがあった。また、教育実習において道徳授業を必修化すべきであるとの意見や、各大学の判断で教員養成課程で道徳を副専門的に履修させるよう工夫することも考えられるとの意見があった。

大学における教員養成課程の充実のためには、道徳教育に関する理論的研究能力及び実践的指導力のある大学教員の確保をはじめとする体制整備が不可欠である。各大学には、道徳教育を充実させた専攻や道徳教育コースの設置などの積極的な取組が求められるとともに、大学と教育委員会との連携・協働による実践的なカリキュラムへの改善、学校現場での指導経験のある教員の採用などの取組が期待される。

このほか、専修免許状においては、既述のとおり、大学院で道徳教育専攻の者はもちろん、道徳教育専攻以外の者であっても、道徳教育の分野に関する一定以上の単位を修得した場合には、「道徳教育」の専門性を標章する制度がある。しかしながら、この制度が十分に活用されているとは言えない状況であり、この制度の積極的な活用を促進すべきである。また、教育委員会や学校においては、こうした教員免許状を有する者、大学において道徳教育を充実させた専攻や道徳教育コースを卒業した者、道徳教育に係る高い授業力を有する者を道徳担当指導主事や道徳教育推進教師等として積極的に登用することが期待される。

## 学校における指導体制について

### (1) 学校における指導体制等

1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。

(1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。

(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。

(小学校学習指導要領 第3章 道徳 第3の1より一部抜粋 中学校同旨)

(平成24年度「道徳教育実施状況調査」より 対象：公立小・中学校)

#### ①道徳教育の全体計画の作成の作成（平成24年度）

	小学校	中学校
作成している	99.3%	99.3%
作成していない	0.7%	0.7%

#### ②道徳の時間の年間指導計画の作成（平成24年度）

	小学校	中学校
作成している	99.6%	99.7%
作成していない	0.4%	0.3%

#### ③道徳教育推進教師の配置（平成24年度）

	小学校	中学校
配置している	99.9%	99.9%
配置していない	0.1%	0.1%

#### ④道徳の時間の指導、各教科等における道徳教育などの道徳教育の充実に向けた全校的な指導体制の構築（平成23年度）

	小学校	中学校
構築した	75.8%	75.6%
構築していない	24.2%	24.4%

⑤道徳教育の校内研修の実施（平成23年度）

	小学校	中学校
1回実施	38.1%	37.5%
2～3回実施	27.7%	32.1%
4回以上実施	7.9%	7.8%
実施していない	26.2%	22.6%

（2）教育委員会における道徳教育充実のための取組

（平成24年度「道徳教育実施状況調査」より 対象：教育委員会）

①都道府県・政令指定都市教育委員会における取組（平成20年度以降）

研修会、講習会の開催	94.0%
教師向け指導資料や児童生徒向け資料の作成・配布	83.6%
都道府県・指定都市独自の指定校事業の実施	59.7%
体験活動等の充実のための事業の実施	49.3%
保護者等向け啓発資料の作成・配布	31.3%
大学（教員養成大学等）や他の行政部局等との連携	25.4%
地域講師、特別非常勤講師等の配置	14.9%
その他	19.4%

②市区町村教育委員会における取組（平成20年度以降）

研修会、講習会の開催	51.0%
体験活動等の充実のための事業の実施	46.5%
教師向け指導資料や児童生徒向け資料等の作成・配布	26.4%
市区町村独自の指定校事業の実施	15.5%
保護者等向け啓発資料の作成・配布	12.3%
大学（教員養成大学等）や他の行政部局等との連携	12.0%
地域講師、特別非常勤講師等の配置	10.5%
その他	14.5%

## 教員研修について

初任者研修・10年経験者研修における道徳教育研修実施率(平成24年度)

1. 調査結果公表 : 平成26年3月
2. 調査対象 : 108都道府県・市  
(47都道府県、20政令指定都市、41中核市)
3. 調査結果(概要):

### ①初任者研修

	小学校 (105教委中)	中学校 (105教委中)	高等学校 (64教委中)	特別支援学校 (63教委中)
校内研修	100%	98%	66%	87%
校外研修	91%	91%	58%	56%

### ②10年経験者研修

	小学校 (108教委中)	中学校 (107教委中)	高等学校 (64教委中)	特別支援学校 (62教委中)	中等教育学校 (10教委中)
必修	37%	35%	9%	13%	10%
選択	58%	58%	38%	53%	30%
選択又は 必修で 実施	81%	79%	44%	65%	40%

## 初任者研修・10年経験者研修における道徳教育の取扱い例

### (例1) ○○県教育委員会

#### 【初任者研修について】

##### ■校内研修(総時数 180時間以上)

###### ●必修項目

- ・道徳教育の意義
- ・道徳の時間の指導
- ・道徳の時間を充実する指導体制と教材開発・活用
- ・体験活動を生かした道徳指導
- ・道徳の授業参観(事前・事後研究)
- ・道徳の授業研究(指導案の作成と事前・事後研究)

###### ●選択項目

- ・道徳教育の全体計画
- ・学級における指導計画
- ・道徳教育の評価
- ・他教科・領域等における道徳教育

###### ●年間配当例 12時間以上

###### ●道徳に関する研究授業 1回以上

##### ■校外研修(総日数 25日以上)

###### ●年間指導項目

- ・道徳教育の進め方
- ・道徳教育の意義・目的
- ・道徳教育計画の立て方と評価
- ・授業参観

###### ●授業研究 2日のうち1時間

- ・講義・演習「道徳教育の要点と指導の実際」

#### 【10年経験者研修について】

校外研修(選択研修)の一つとして、「道徳、特別活動コース別選択研修」を設置し、研修の機会を設けている。

- ・講義「道徳の時間の意義」:約1時間
- ・協議「道徳の時間の指導上の諸問題」:約1時間
- ・講義・演習「資料分析」:3時間

#### (参考)

- 校内研修:年間15日以上
  - 授業力の向上に関すること:7日以上
  - 教育課題の解決に向けた実践に関すること:4日以上
  - パイオニア研修:4日以上
- 校外研修:年間10日以上
  - 悉皆研修:7日
    - ・共通研修:1日
    - ・教科指導研修:3日
    - ・生徒指導研修:1日
    - ・社会体験研修Ⅰ:2日
  - 選択研修:3日以上
    - ・専門研修:1～2日
    - ・道徳、特別活動コース別選択研修:1日
    - ・小・中学校教育課程研究協議会:1日
    - ・社会体験研修Ⅱ:1～2日
    - ・その他専門的な内容の研修:1～2日

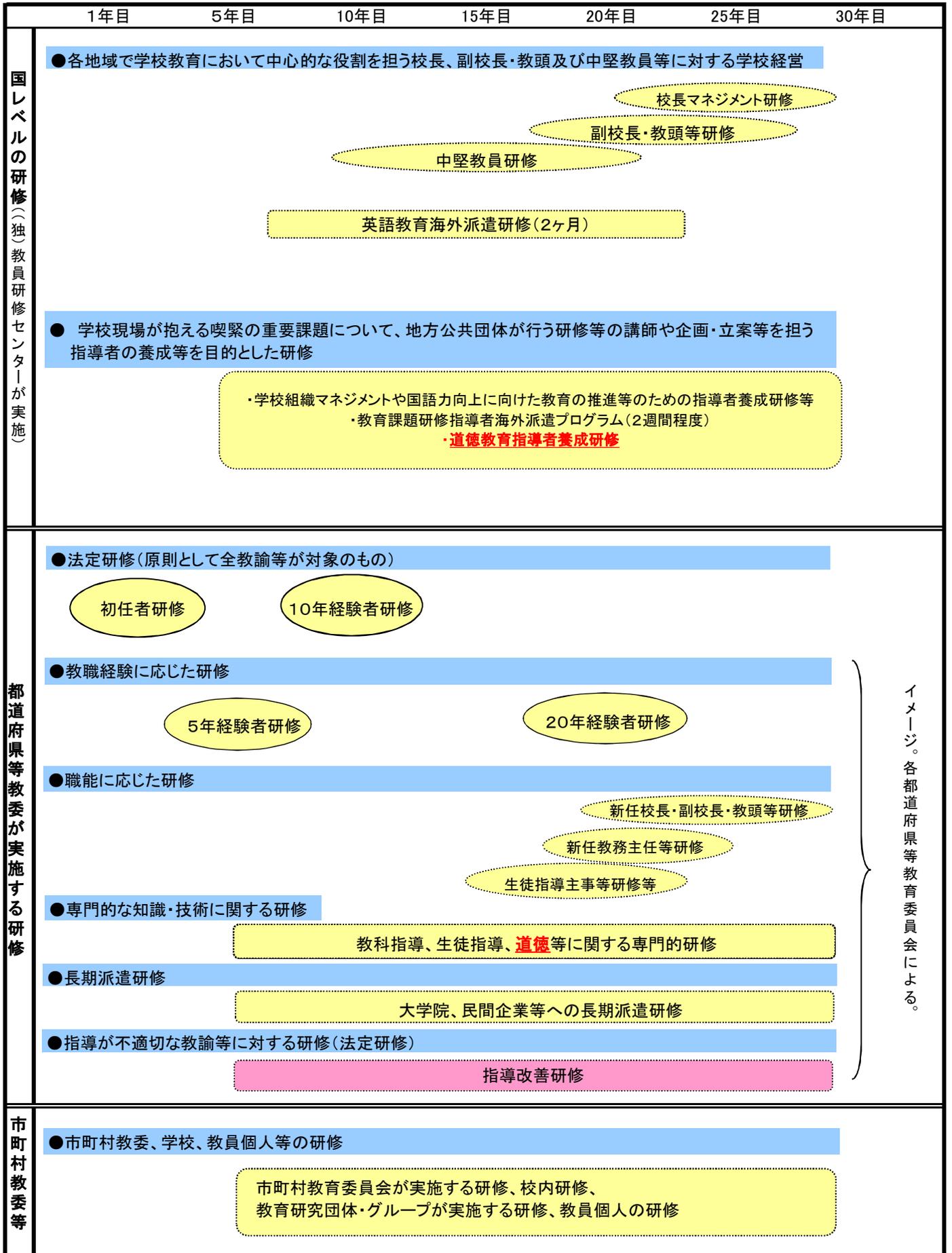
## 道徳教育指導者養成研修

1. 概要 : (独)教員研修センターでは、喫緊の様々な重要課題について、各教育委員会が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成することを目的として「喫緊の課題に関する指導者養成研修」を実施しており、そのひとつとして『道徳教育指導者養成研修』がある。
2. 目的 : 道徳教育を担当する指導主事等に対し、発達の段階に応じた指導内容の重点化や道徳教育推進教師を中心とした指導体制と道徳教育の展開、魅力的な教材の活用等道徳の時間の指導の充実、体験活動や実践活動の推進等について、必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が、受講者により行われることを目的とする。
3. 内容 : 道徳教育の充実をねらいとし、道徳教育推進のための協力・指導体制の充実や、創意工夫ある道徳の授業づくり等に向けた講義・演習等による研修を実施。
4. 受講者 : ・教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者  
・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各地域で本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動を行う予定である者

参考 : 平成26年度開催期間等について

中央指導者研修	: 平成26年5月26日(月)～5月30日(金)	定員220名	
北海道・東北ブロック	: 平成26年8月19日(火)～8月21日(木)	}	
関東・甲信越ブロック	: 平成26年8月4日(月)～8月6日(水)		
東海・北陸ブロック	: 平成26年10月22日(水)～10月24日(金)		定員660名
近畿ブロック	: 平成26年7月28日(月)～7月30日(水)		
中国・四国ブロック	: 平成26年8月27日(水)～8月29日(金)		
九州ブロック	: 平成26年10月27日(月)～10月29日(水)		

# 教員研修の実施体系(イメージ)



※ 各研修の実施時期は、目安

## 教員免許更新制度の概要

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的。  
教員免許更新制度の導入：平成21年4月1日

### 1. 教員免許状の有効期間の更新

- (1) 普通免許状及び特別免許状に10年の有効期間を定める。
- (2) 都道府県教育委員会は、以下の者から申請があった場合に、その教員免許状の有効期間の更新をすることができる。
  - ① 文部科学大臣の認定を受けた30時間以上の免許状更新講習の課程を修了した者
  - ② 免許状更新講習の受講を免除される者  
教員を指導する立場にある者、優秀教員表彰者 ※知識技能が不十分な者は不可
- (3) 現職教員にも同様の制度を適用する。
  - 旧教員免許状(平成21年3月31日以前に授与された教員免許状)には有効期間は定められない。
  - 旧教員免許状を有する教育職員等は、免許状更新講習を修了確認期限までに修了しなかった場合、その者の教員免許状は効力を失う。
  - 現職教員は第1～第10グループに分け、それぞれ修了確認期限を設定。  
毎年の受講対象者は、9万人程度

### 2. 免許状更新講習

- (1) 免許状更新講習を開設できる者  
大学、指定養成機関、都道府県等の教育委員会、独立行政法人・公益法人など
- (2) 免許状更新講習の内容
  - ① [必修領域]  
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(12時間以上)
  - ② [選択領域]  
教科指導、生徒指導その他教育の充実にに関する事項(18時間以上)

# 教員免許更新制度の改善について（報告）概要

教員免許更新制度の改善に係る検討会議（平成26年3月18日）

## 検討の背景

- 教員免許更新制度は、教員免許状に一定の有効期限を付し、その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新（リニューアル）を行う仕組みとして、平成21年4月に導入され、既に約5年が経過。
- 教育職員免許法は、免許状更新講習に係る制度について、施行後5年を経過した場合に検討を加え必要な措置を講ずることを規定。
- また、グローバル化などの社会の急速な変化を受け、免許状更新講習において、教員が適時に現代的な教育課題を学べるようにすることが求められている。

## 具体的な改善方策

### I 現代的な教育課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善について

#### (1) 「必修領域」の見直しと「選択必修領域」の導入

##### 【現状】

（受講者・講習開設者）

- ・ 必修領域（八つの内容）の各内容の履修深度が浅く、より深い履修・教授を希望。全学校種・免許種共通のため、各学校種・免許種のニーズに焦点が合わない。現職研修においても必ず取り扱われる事柄は、受講者によっては既に学び理解。

（社会の要請）

- ・ 社会の急速な変化を受け、教員に、現代的な教育課題に対応する指導力が必要。免許状更新講習においても、現代的な教育課題の特質により、学校種・免許種や教職経験に応じた講習が、適時に十分提供されることが必要。

##### 【改善策】

#### ◆ 「必修領域」を精選

全受講者が共通して学ぶ内容や時間数を削減（12時間→6時間）。

- ①国の教育政策や世界の教育の動向、②教員としての子ども観、教育観等についての省察、③子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）、④子どもの生活の変化を踏まえた課題。

#### ◆ 「選択必修領域」を新設

学校種・免許種や教職経験に応じて現代的な教育課題を適時に多くの受講者が学べ、かつ、現職研修経験に応じて履修内容を調整できる領域を設定（6時間）。

- ①学校を巡る近年の状況の変化、②学習指導要領の改訂の動向等、③法令改正及び国の審議会の状況等、④様々な問題に対する組織的対応の必要性、⑤学校における危機管理上の課題、⑥教育相談（いじめ・不登校への対応に関するものを含む。）、⑦進路指導・キャリア教育、⑧学校・家庭・地域の連携・協働、⑨道徳教育、⑩英語教育、⑪国際理解・異文化理解教育、⑫教育の情報化（ICTを利用した指導、情報教育[情報モラルを含む]等）。（①～⑤は必修領域から移す内容。）

#### (2) 修了認定試験と修了認定手続の改善

- ◆ 複数人による作問検討、受講者の評価や解答結果を踏まえた次年度試験の改善
- ◆ 各講師が行った合否判定の判定委員会における適否確認等、より公正な修了認定の工夫等

## Ⅱ 現職研修と免許状更新講習の関係の整理について

### (1) 今後の十年経験者研修の在り方

#### 【現状】

- ・ 現職研修と免許状更新講習は、制度上の趣旨・目的が異なるが、その受講により、教員としての専門性の向上が期待される点においては同じ機能を有する。
- ・ 現実として、十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習を同時期に受講する現職教員には、教育活動や校務等との日程調整の難しさをはじめとする負担感が生じている。



#### 【改善策】

- ◆ 当面の間、十年経験者研修と免許状更新講習が同時期に重なる現職教員については、教育公務員特例法に定める「特別の事情がある場合」として、任命権者（都道府県等教育委員会）が、十年経験者研修の実施時期を免許状更新講習と重ならないよう計画することが適当。
- ◆ 今後の十年経験者研修の在り方については、各任命権者の判断で、教職経験に応じた体系的な研修を行うものとする方向で、教育公務員特例法の規定の見直しを検討することが必要。

### (2) 免許状更新講習の受講環境の充実と教職生活への一層の活用の在り方

- ◆ インターネット利用等による通信教育型の免許状更新講習の充実
- ◆ 免許状更新講習と免許法認定講習の相互認定による新たな教員免許状取得に向けた学びの促進 等

## Ⅲ 教員免許状情報の一元的把握と教員免許更新制度の周知方策の充実について

### (1) 免許状所有者・学校関係者による教員免許状情報の一元的把握と共有

#### 【現状】

- ・ 免許状所有者が免許状更新講習の受講や免許管理者（都道府県教育委員会）に対する申請の必要性・時期を認識しておらず、教員免許状が失効・休眠した状態で勤務・採用、授業を実施した事例あり。
- ・ 特に、公立学校教員は、教員免許状の失効により教育公務員の身分を喪失し失職。
- ・ 失効・休眠した教員免許状の所有者が行った教育活動は校長判断で補習。児童生徒に負担が生じている。
- ・ 教員免許状は種類ごとにA4サイズ程度の紙媒体で授与。複数所有する者も多く、紛失しやすい。



#### 【改善策】

- ◆ 免許状所有者が、免許状更新講習の受講時期や免許管理者への申請時期、全所有免許状を一元的に管理・把握できるよう、カード化した「教員免許証」（仮称）を導入。
- ◆ 学校関係者や免許状所有者が「教員免許証」上の照合番号を入力し、免許状情報を確認できる簡易検索システムを導入。出力した教員免許状情報を表簿として学校に備え付け。授与権者（都道府県教育委員会）・免許管理者が情報を正式に証明する「教員免許状情報証明書」（仮称）も導入。

### (2) 新教員免許状制度・旧教員免許状制度の相違を踏まえた周知方策の充実

- ◆ 「教員免許証」を交付する際に、併せて保存・携帯が可能な、新・旧教員免許状に係る制度概要や具体の運用に関する要点説明資料を附属するなど周知方策を充実。
- ◆ 情報を得にくい非現職教員が免許状更新講習を受けやすいよう、講習開設者の判断で、追加募集等において、受講対象者証明書のない者の受講を認める運用を行う。

## 教員養成課程について

### ○ 教員養成課程における教員免許状取得に係る必要単位数

教員免許状の授与を受ける場合、(1)、(2)に示す単位数を修得することが必要となっている。また、小学校、中学校の教員免許状を取得する場合には、その単位に加えて、(3)に示す介護等体験が必要となっている。

#### (1) 教育職員免許法第5条別表第1に定める科目（教職課程において修得すべき科目）

第一欄 所要資格	第二欄 基礎資格	第三欄			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
免許状の種類					
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	6	3 5	3 4
	一種免許状	学士の学位を有すること	6	3 5	1 0
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること	4	2 7	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	8	4 1	3 4
	一種免許状	学士の学位を有すること	8	4 1	1 0
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること	4	3 1	2
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	2 0	3 1	3 2
	一種免許状	学士の学位を有すること	2 0	3 1	8
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること	1 0	2 1	4
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	2 0	2 3	4 0
	一種免許状	学士の学位を有すること	2 0	2 3	1 6
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。			5 0
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。			2 6
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。			1 6

次頁参照

#### (2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

- 日本国憲法 2単位
- 体育 2単位
- 外国語コミュニケーション 2単位
- 情報機器の操作 2単位

#### (3) 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に定める介護等体験

- 7日間の障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験

# 教職に関する科目の修得方法

## ○教育職員免許法施行規則

第六条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	幼稚園教諭			小学校教諭			中学校教諭			高等学校教諭		
			専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	
最低修得単位数	第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）												
		進路選択に資する各種の機会の提供等												
	第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4	6	6	4	6	6	4	6	6	6
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）												
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項												
	第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	18	18	12	22	22	14	12	12	4	6	6	6
		各教科の指導法												
		道徳の指導法												
		特別活動の指導法												
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）														
教育課程の意義及び編成の方法														
保育内容の指導法														
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）														
進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2	2	2										
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法													
	進路指導の理論及び方法													
	幼児理解の理論及び方法													
第五欄	教育実習	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	
	第六欄	教職実践演習	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

備考

四 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち六以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち二以上を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

五 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位以上を修得するものとする。

## (参考) 専修免許状への「道德教育」分野の記入について

大学院において、いずれかの分野に関する単位を12単位以上修得した場合は、専修免許状に、大学院での専攻に加えて「道德教育」と記入することができることとなっている。

○教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）

第七十二条 普通免許状の様式は、別記第一号様式のとおりとする

2 専修免許状には、大学院での専攻を記入するものとする。この場合において、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの分野に関する単位を十二単位以上修得した場合は、大学院での専攻に加えて当該分野を記入することができる。

一 (略)

二 小学校又は中学校の教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育内容・方法、教育心理学・発達心理学、教育臨床、生徒指導・進路指導、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育、道德教育、国際理解教育、環境教育、情報教育、日本語教育、生涯学習（社会教育を含む。）又は授与権者が適当と認めた分野

三～六 (略)

3 (略)

平 小専第 号		年 月 日		授与権者 印	
		年 月 日		授与権者 印	
授与条件 学校教育専攻(道德教育)		有効期間の満了の日		年 月 日	
右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより小学校教諭専修免許状を授与する。		本籍地		氏名	
		年 月 日		日生	

# 道徳教育の抜本的改善・充実

参考5

平成26年度予算額：14億円

## 【背景】

- いじめ問題への根本的な解決に向けて子供の豊かな人間性を育む道徳教育の抜本的な充実が必要(平成25年2月26日 教育再生実行会議(第一次提言))
- 新たな枠組みによる道徳の教科化をはじめ、道徳教育の充実に向け、「道徳教育の充実に関する懇談会」から文部科学大臣に報告書を提出(平成25年12月26日)

## 【現状】

- 道徳教育については、学校間・教員間で取組の格差が大きい状況。道徳教育を実施する上での課題として、指導の効果の把握が困難、効果的な指導方法が分からない、適切な教材の入手が難しいなどが指摘されている。

### 教材の充実・効果的な指導方法の普及

#### 新「心のノート」活用推進事業

6億円

新「心のノート」(平成25年度全面改訂:名称は「私たちの道徳」)を全国の小・中学生(小1・小3・小5・中1)に配布するとともに、効果的な活用を普及するため教師用の指導資料を作成・配布

### 求められる道徳教育の実現に向けた教員の指導力向上

#### 道徳教育パワーアップ研究協議会

1億円

特に指導が難しいとされる小学校高学年や中学校における指導方法の研究開発や効果的な指導方法等の共有などを通じて、教員の指導力の抜本的な向上を図ることを目的として、教育委員会担当者、学校の管理職、道徳教育推進教師を主な対象とする研究協議会を各都道府県で開催

### 地域に根ざした創意工夫ある道徳教育の支援

#### 道徳教育地域支援事業

7億円

各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、外部講師の活用や地域教材の作成、家庭・地域との連携などの自治体の取組を支援

よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進

## 《義務教育費国庫負担金》

**平成26年度予算 1兆5,322億円 (対前年度 +443億円)**  
**(参考) 復興特別会計 21億円 (前年同)**

- ・教職員定数の増 +15億円(+703人)
- ・教職員定数の自然減・統合減・合理化減 ▲97億円(▲3,800人+▲313人+▲400人)
- ・給与臨時特例法の終了に伴う増 +617億円
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲92億円

## 教職員定数の配置改善の推進

(新規増: +703人)

(合理化減: ▲400人)

重要課題に対応するため以下の新たな加配措置を実施

- ①小学校英語の教科化への対応 94人
  - ②いじめ・道徳教育への対応 235人
  - ③特別支援教育の充実 235人
  - ④学校統合の支援 100人
  - ⑤学校運営の改善 (養護教諭、栄養教諭、事務職員) 39人
- [※上記のほか、少子化を踏まえた既存定数の合理化 ▲400人]



被災した児童生徒のための学習支援として前年同(1,000人)の加配措置【復興特別会計】

## メリハリある教員給与体系の推進

- ①部活動指導手当等の増額 7億円  
[ 2,400円→3,000円 (H26.10~) ]
- ②給料の調整額の縮減 ▲7億円  
[ 調整額を20%縮減 (H26.10~) ]

[※上記のほか、既存予算の範囲内で管理職手当の見直しを実施]



## 補習等のための指導員等派遣事業

平成26年度予算 : 33億円  
(対前年度 5億円増)

経験豊かなシルバー人材等の積極的参加による地域ぐるみの教育再生

- 配置人数 6,900人→8,000人
- 事業主体: 都道府県及び政令指定都市
- 補助割合: 1/3

《具体例》

- ・補充学習、発展的な学習への対応
- ・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助
- ・臨時教員等経験の浅い教員に対する指導・助言
- ・小1プロブレム・中1ギャップへの対応
- ・外国人児童生徒への日本語指導

等

